

第1号議案

公益信託に係る法律の改正に伴う広島県教育委員会規則の一部改正について

公益信託に係る法律の改正に伴う広島県教育委員会規則の一部改正について、次のとおり提案します。

令和8年3月26日

広島県教育委員会教育長 篠田 智志

1 提案の趣旨

「公益信託ニ関スル法律」の改正により、令和8年4月1日から主務官庁による許可・監督制が廃止され、行政庁（都道府県知事）による認可・監督制へ移行することを踏まえ、旧制度を前提として制定されている教育委員会規則等について、その改廃を整理する。

2 改正された関係規則

- ・広島県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和五十三年広島県教育委員会規則第四号）
- ・教育長に対する権限委任規則（昭和五十三年広島県教育委員会規則第一号）
- ・広島県教育委員会組織規則（平成九年広島県教育委員会規則第四号）
- ・教育長専決事項に関する規程（昭和五十三年広島県教育委員会訓令第二号）

3 改正案

別紙のとおり

4 施行期日

公布の日

広島県教育委員会規則第 号

広島県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する等の規則を次のように定める。

令和八年三月 日

広島県教育委員会

教育長 篠 田 智 志

広島県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する

規則を廃止する等の規則

(広島県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の廃止)

第一条 広島県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(昭和五十三年広島県教育委員会規則第四号)を廃止する。

(教育長に対する権限委任規則の一部改正)

第二条 教育長に対する権限委任規則(昭和五十三年広島県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第一条 (略) 一―十七 (略)</p> <p>2 十八―二十三 (略)</p>	<p>第一条 (略) 一―十七 (略)</p> <p>十八 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号。以下「整備法」という。)第九十五条の規定によりなお従前の例によることとされる特例民法法人の業務の監督に関する教育委員会の権限</p> <p>十九 公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)に基づく教育委員会の権限</p> <p>2 二十一―二十五 (略)</p>

(広島県教育委員会組織規則の一部改正)

第三条 広島県教育委員会組織規則(平成九年広島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理部各課の分掌事務)</p>	<p>(管理部各課の分掌事務)</p>

<p>第六条 (略)</p> <p>総務課 一十八 (略)</p> <p>十九、二十三 (略)</p> <p>教職員課、文化財課 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第六条 (略)</p> <p>総務課 一十八 (略)</p> <p>十九、教育に関する法人及び公益信託に関すること。</p> <p>二十一、二十四 (略)</p> <p>教職員課、文化財課 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
---	--

附 則

この教育委員会規則は、令和八年四月一日から施行する。

広島県教育委員会訓令第 号

本 庁
地 方 機 関
学校以外の教育機関

教育長専決事項に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月 日

広島県教育委員会

教育長 篠 田 智 志

教育長専決事項に関する規程の一部を改正する訓令

教育長専決事項に関する規程（昭和五十三年広島県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
2 (略)	<p>第一条 広島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、教育長に対する権限委任規則（昭和五十三年広島県教育委員会規則第一号。以下「規則」という。）第一条各号に規定する事務のうち、第三号、第五号、第七号、第九号、第十号、第十四号及び第十八号から第二十三号までに掲げる事務については、次の各号に掲げるものを除き、専決することができる。</p> <p>一一五 (略)</p>	<p>第一条 広島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、教育長に対する権限委任規則（昭和五十三年広島県教育委員会規則第一号。以下「規則」という。）第一条各号に規定する事務のうち、第三号、第五号、第七号、第九号、第十号、第十四号及び第十八号から第二十五号までに掲げる事務については、次の各号に掲げるものを除き、専決することができる。</p> <p>一一五 (略)</p>

附 則

この教育委員会訓令は、令和八年四月一日から施行する。